

様式 1

包括外部監査の結果に係る措置通知書

監査実施年度	令和元年度	対象部局等	環境部	あらかわクリーンセンター
報告書ページ	24ページ 1(1)		区分	○ 指摘 意見
指摘等の内容	<p>建物の耐用年数</p> <p>あらかわクリーンセンターの資源化工場建物について、固定資産台帳には耐用年数 31 年として登録されている。しかし、設計書を確認したところ鉄筋コンクリート造であるため、福島市固定資産台帳整備マニュアルの開始時編の耐用年数表に従って 38 年とすべきである。</p>			
講じた措置の内容	<p>関係法令・マニュアルの理解不足により、誤った耐用年数を登録していました。</p> <p>ご指摘を受け、福島市固定資産台帳整備マニュアルの開始時編の耐用年数表に従って耐用年数を 38 年に修正しました。</p> <p>異動登録は令和 2 年 3 月 31 日付けで行いました。</p> <p>今後は、関係法令・マニュアルを十分理解して業務にあたるよう徹底して参ります。</p>			

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に（要約）と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。

様式 1

包括外部監査の結果に係る措置通知書

監査実施年度	令和元年度	対象部局等	環境部	あらかわクリーンセンター
報告書ページ	24ページ 1(2)		区分	○ 指摘 意見
指摘等の内容	<p>建物及び設備の固定資産台帳への登録</p> <p>資源化工場建物の固定資産台帳上の取得価額は1,085百万円であるが、設計書上の総工事費用は3,297百万円であり、2,211百万円の差額がある。この差額は、破碎設備等の機械装置1,953百万円や浄化槽等の構築物30百万円などが固定資産台帳に登録されていないことにより生じたものと思われ、これらは耐用年数も異なるため、建物と区分して固定資産に計上すべきである。(要約)</p>			
講じた措置の内容	<p>関係法令・マニュアルの理解不足により、取得価額の算定に際し誤って建物共済保険価額を使用していました。また、同様に誤って建物と設備の取得価額を一括計上していました。</p> <p>ご指摘を受け、設計書を元に取得価額合計が3,297,000,000円となるように建物、建物附属設備、機械装置、構築物を可能な限り区分計上し資産登録を修正しました。この際に、フォークリフト(廃棄済)とホイールローダー(登録済)については登録から除外しました。</p> <p>異動登録は令和2年3月31日付けで行いました。</p> <p>今後は、関係法令・マニュアルを十分理解して業務にあたるよう徹底して参ります。</p>			

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に(要約)と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。

様式 1

包括外部監査の結果に係る措置通知書

監査実施年度	令和元年度	対象部局等	環境部	あらかわクリーンセンター
報告書ページ	24 ページ 1 (3)		区 分	○ 指摘 意見
指摘等の内容	<p>建物附属設備の固定資産台帳への区分計上</p> <p>資源化工場建物の固定資産台帳上の取得価額は前述の通り 1,085 百万円だが、この中には電気設備工事や空調設備工事等の建物附属設備 500 百万円が含まれているものと思われる。これらも建物本体とは耐用年数が異なるため、建物と区分して固定資産に計上すべきである。(要約)</p>			
講じた措置の内容	<p>関係法令・マニュアルの理解不足により、取得価額の算定に際し誤って建物共済保険価額を使用していました。また、同様に誤って建物と建物附属設備の取得価額を一括計上していました。</p> <p>ご指摘を受け、設計書を元に建物、建物附属設備を可能な限り区分計上し資産登録を修正しました。</p> <p>異動登録は令和 2 年 3 月 31 日付けで行いました。</p> <p>今後は、関係法令・マニュアルを十分理解して業務にあたるよう徹底して参ります。</p>			

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に(要約)と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。

様式 1

包括外部監査の結果に係る措置通知書

監査実施年度	令和元年度	対象部局等	環境部	あらかわクリーンセンター
報告書ページ	26 ページ 2 (1)		区 分	○ 指摘 意見
指摘等の内容	<p>建物の耐用年数</p> <p>あらかわクリーンセンターのリサイクルプラザの建物は、固定資産台帳には耐用年数 34 年として登録されている。しかし、設計書を確認したところ資源化工場と同様に鉄筋コンクリート造であるため、整備マニュアル上の耐用年数表に従って 38 年とすべきである。</p>			
講じた措置の内容	<p>関係法令・マニュアルの理解不足により、誤った耐用年数を登録していました。</p> <p>ご指摘を受け、鉄筋コンクリート造の耐用年数への変更を検討いたしました。ご指摘では鉄筋コンクリート造で 38 年とのことでしたが、リサイクルプラザは会議室や研修室が主要な部分を占めるため、用途としては集会所・会議室であるため、福島市固定資産台帳整備マニュアルの開始時編の耐用年数表に従って、集会所・会議室、鉄筋コンクリート造の 47 年で固定資産台帳の修正を行いました。</p> <p>異動登録は令和 2 年 3 月 31 日付けで行いました。</p> <p>今後は、関係法令・マニュアルを十分理解して業務にあたるよう徹底して参ります。</p>			

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に（要約）と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。

様式 1

包括外部監査の結果に係る措置通知書

監査実施年度	令和元年度	対象部局等	環境部	あらかわクリーンセンター
報告書ページ	26 ページ 2 (2)		区 分	○ 指摘 意見
指摘等の内容	<p>建物附属設備の固定資産台帳への区分計上</p> <p>リサイクルプラザの建物の固定資産台帳上の取得価額は 290 百万円であり、設計書による金額と一致しているが、この金額には電気設備工事や空調設備工事等の 109 百万円が含まれている。これらは建物本体とは耐用年数が異なるため、建物と区分して固定資産に計上すべきである。(要約)</p>			
講じた措置の内容	<p>関係法令・マニュアルの理解不足により、誤って建物と建物附属設備の取得価額を一括計上していました。</p> <p>ご指摘を受け、設計書を元に建物、建物附属設備を可能な限り区分計上し資産登録を修正しました。</p> <p>異動登録は令和 2 年 3 月 31 日付けで行いました。</p> <p>今後は、関係法令・マニュアルを十分理解して業務にあたるよう徹底して参ります。</p>			

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に(要約)と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。

様式 1

包括外部監査の結果に係る措置通知書

監査実施年度	令和元年度	対象部局等	環境部	あらかわクリーンセンター
報告書ページ	27ページ 3(1)		区分	○ 指摘 意見
指摘等の内容	<p>建物及び設備の固定資産台帳への登録</p> <p>焼却工場建物の固定資産台帳の取得価額は2,129百万円だが、設計書上の総事業費は9,066百万円である。この差額は、機械装置6,464百万円や工作物55百万円等が登録されていないことにより生じたものと思われ、これらは耐用年数も異なるため、建物と区分して固定資産に計上すべきである。(要約)</p>			
講じた措置の内容	<p>関係法令・マニュアルの理解不足により、取得価額の算定に際し誤って建物共済保険価額を使用していました。また、同様に誤って建物と設備の取得価額を一括計上していました。</p> <p>ご指摘を受け、設計書を元に取得価額合計が9,066,480,230円となるように建物、建物附属設備、機械装置、構築物を可能な限り区分計上し資産登録を修正しました。</p> <p>異動登録は令和2年3月31日付けで行いました。</p> <p>今後は、関係法令・マニュアルを十分理解して業務にあたるよう徹底して参ります。</p>			

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に(要約)と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。

様式 1

包括外部監査の結果に係る措置通知書

監査実施年度	令和元年度	対象部局等	環境部	あらかわクリーンセンター
報告書ページ	28ページ 3(2)		区分	○ 指摘 意見
指摘等の内容	<p>建物附属設備の固定資産台帳への区分計上</p> <p>焼却工場建物の固定資産台帳上の取得価額は前述の通り2,129百万円だが、この中には電気設備工事や空調設備工事等の建物附属設備1,174百万円が含まれているものと思われ、資源化工場やリサイクルプラザと同様、これらは建物と区分して計上すべきである。(要約)</p>			
講じた措置の内容	<p>関係法令・マニュアルの理解不足により、誤って建物と建物附属設備の取得価額を一括計上していました。</p> <p>ご指摘を受け、設計書を元に建物、建物附属設備を可能な限り区分計上し資産登録を修正しました。</p> <p>異動登録は令和2年3月31日付けで行いました。</p> <p>今後は、関係法令・マニュアルを十分理解して業務にあたるよう徹底して参ります。</p>			

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に(要約)と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。

様式 1

包括外部監査の結果に係る措置通知書

監査実施年度	令和元年度	対象部局等	環境部	あらかわクリーンセンター
報告書ページ	28ページ 3(3)		区分	指摘
			○	意見
指摘等の内容	<p>収入</p> <p>全額売電収入（余剰電力分を荏原環境プラントに売却）であり、株式会社あらかわEサービス（焼却設備運営会社であり、荏原環境プラント株式会社の100%子会社）を経由して、地産地消事業として市内の小中学校71校へ電力供給されている。現状では売電量と消費量（市内小中学校電気使用量）を比べると消費量が下回っており、地産地消事業拡大を図るべく検討している。</p> <p>具体的には、市の公共施設のうち電力会社と長期継続契約をしている施設を除く69施設と売電契約を締結することを進めている。このうち52施設については、令和元年8月検針分より地産地消事業へ切替済だが、他の17施設は協議中とのことである。焼却工場の発電の有効利用及び市の公共施設の光熱費削減のため、福島市音楽堂、西部体育館、中央市民プール等の電力消費の多い他の17施設について、さらに焼却工場の電力利用を推進することが望ましい。</p>			
講じた措置の内容	<p>令和元年度包括外部監査時点で電力利用の拡大を協議中であった17施設について、令和2年3月に契約を締結し、令和2年4月より電力供給を開始しました。</p>			

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に（要約）と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。

様式 1

包括外部監査の結果に係る措置通知書

監査実施年度	令和元年度	対象部局等	環境部	あらかわクリーンセンター
報告書ページ	29ページ 4(1)		区分	○ 指摘 意見
指摘等の内容	<p>備品の除却処理漏れ</p> <p>旧焼却工場の備品 4 件は現品が存在しないため、全て除却処理すべきである。(要約)</p>			
講じた措置の内容	<p>ご指摘の内容については、定期的に現物確認を行い備品を管理するという作業をしていなかったために生じたものです。</p> <p>ご指摘を受け、備品 4 件について令和元年 8 月 28 日付けで除却処理を行いました。</p> <p>今後は、除却処理漏れが発生しないよう、定期的に現物確認を行い備品管理を徹底して参ります。</p>			

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に(要約)と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。

包括外部監査の結果に係る措置通知書

監査実施年度	令和元年度	対象部局等	健康福祉部	保健所総務課																												
報告書ページ	31 ページ 5 (1)	区分	○	指摘 意見																												
指摘等の内容	<p>建物附属設備の固定資産台帳への区分計上</p> <p>固定資産台帳には建物のみが取得価額 5,511,644 千円として計上されており、建物附属設備が区分されていないが、平成 10 年の建設当時の契約書が残されており、建物本体工事、電気設備工事、給排水衛生工事、空調工事等がそれぞれ別契約となっているため、この契約書に基づいて区分計上すべきである。建物附属設備は以下の表の 2 行目以下であり、総額 1,743,284 千円となる。</p> <p>監査人の試算によると、取得価額、平成 29 年度の年間償却費、平成 29 年度末の減価償却累計額は以下の通りとなる。固定資産を耐用年数の異なるもの毎に建物附属設備等に区分して台帳に登録した場合、平成 29 年度末の減価償却率（老化率）は 57.8%となる。</p> <p style="text-align: right;">(単位：円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>取得価額</th> <th>年間減価償却額</th> <th>減価償却累計額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建物</td> <td>3,708,402,907</td> <td>74,168,058</td> <td>1,409,193,105</td> </tr> <tr> <td>建物（建物附属・電気設備）</td> <td>504,169,818</td> <td>0</td> <td>504,169,817</td> </tr> <tr> <td>建物（建物附属・給排水設備）</td> <td>334,727,178</td> <td>0</td> <td>334,727,177</td> </tr> <tr> <td>建物（建物附属・空調設備）</td> <td>592,529,477</td> <td>0</td> <td>592,529,476</td> </tr> <tr> <td>建物（建物附属・火災報知設備）</td> <td>311,857,620</td> <td>0</td> <td>311,857,619</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>5,451,687,000</td> <td>74,168,058</td> <td>3,152,477,194</td> </tr> </tbody> </table>				項目	取得価額	年間減価償却額	減価償却累計額	建物	3,708,402,907	74,168,058	1,409,193,105	建物（建物附属・電気設備）	504,169,818	0	504,169,817	建物（建物附属・給排水設備）	334,727,178	0	334,727,177	建物（建物附属・空調設備）	592,529,477	0	592,529,476	建物（建物附属・火災報知設備）	311,857,620	0	311,857,619	計	5,451,687,000	74,168,058	3,152,477,194
項目	取得価額	年間減価償却額	減価償却累計額																													
建物	3,708,402,907	74,168,058	1,409,193,105																													
建物（建物附属・電気設備）	504,169,818	0	504,169,817																													
建物（建物附属・給排水設備）	334,727,178	0	334,727,177																													
建物（建物附属・空調設備）	592,529,477	0	592,529,476																													
建物（建物附属・火災報知設備）	311,857,620	0	311,857,619																													
計	5,451,687,000	74,168,058	3,152,477,194																													
講じた措置の内容	<p>固定資産の管理について、適正な管理方法に対する知識が不足していたため、固定資産台帳への区分計上に漏れが生じたものと思われます。</p> <p>このことから、建物附属設備について、それぞれ区分計上を行いました。</p> <p>今後は、固定資産台帳への区分計上を確認・徹底いたします。</p>																															

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に（要約）と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。

様式 1

包括外部監査の結果に係る措置通知書

監査実施年度	令和元年度	対象部局等	健康福祉部	保健所総務課
報告書ページ	31 ページ 5 (2)		区 分	○ 指摘 意見
指摘等の内容	<p>新規取得設備の固定資産台帳への登録</p> <p>平成29年度の設備更新工事3件は固定資産台帳に登録されていなかった。平成29年度の財務書類公表後の令和元年5月に固定資産台帳に登録されたとのことだが、固定資産台帳への登録は遅滞なく行うべきである。 (要約)</p>			
講じた措置の内容	<p>新地方公会計についての知識不足により年度をまたいでの処理となったものであります。</p> <p>本件については、令和元年5月に登録済みであり、今後は新規取得があった場合は、年度をまたぐことなく、取得後速やかに固定資産台帳への登録を行います。</p>			

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に(要約)と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。

包括外部監査の結果に係る措置通知書

監査実施年度	令和元年度	対象部局等	健康福祉部		保健所総務課																				
報告書ページ	32ページ 5(3)		区分	○	指摘																				
					意見																				
指摘等の内容	<p>備品の除却処理</p> <p>備品台帳に基づいて現物の状況を確認した結果、以下の健康推進課の自動身長体重計、車両2台（スバル）の3件は既に現物がないことから除却処理すべきである。</p> <p>なお、車両2台は除却決裁の処理は行っていたが、備品台帳管理システムへの除却処理入力が漏れていたとのことである。今後は、除却処理に当たって、台帳の除却処理の確認まで実施すべきである。</p>																								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>品名</th> <th>規格</th> <th>設置場所</th> <th>金額（円）</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>はさみ尺</td> <td>自動身長体重計 WHA6</td> <td>4階乳幼児健診ホール</td> <td>651,000</td> <td>現物確認できず</td> </tr> <tr> <td>自動車</td> <td>スバル福島 50 つ 3425</td> <td>西側駐車場</td> <td>809,500</td> <td>H28.9.5 棄損</td> </tr> <tr> <td>自動車</td> <td>スバル福島 50 つ 3426</td> <td>西側駐車場</td> <td>809,500</td> <td>H28.9.5 棄損</td> </tr> </tbody> </table>					品名	規格	設置場所	金額（円）	摘要	はさみ尺	自動身長体重計 WHA6	4階乳幼児健診ホール	651,000	現物確認できず	自動車	スバル福島 50 つ 3425	西側駐車場	809,500	H28.9.5 棄損	自動車	スバル福島 50 つ 3426	西側駐車場	809,500	H28.9.5 棄損
	品名	規格	設置場所	金額（円）	摘要																				
	はさみ尺	自動身長体重計 WHA6	4階乳幼児健診ホール	651,000	現物確認できず																				
	自動車	スバル福島 50 つ 3425	西側駐車場	809,500	H28.9.5 棄損																				
自動車	スバル福島 50 つ 3426	西側駐車場	809,500	H28.9.5 棄損																					
講じた措置の内容	<p>はさみ尺に関しては、処分の際に、備品台帳の除却処理が漏れており、自動車は、所管課で行う除却処理の入力までは行っていたが、処理が完了したかどうかの確認が漏れていたため、除却処理ならびに処理完了の確認を行いました。</p> <p>今後は、備品を除却する際は、台帳の除却処理ならびに処理完了の確認まで速やかに行うことを徹底します。</p>																								

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に（要約）と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。

様式 1

包括外部監査の結果に係る措置通知書

監査実施年度	令和元年度	対象部局等	商工観光部	産業雇用政策課
報告書ページ	33 ページ 6 (1)		区 分	○ 指摘 意見
指摘等の内容	<p>建物附属設備及び設備の固定資産台帳への区分計上</p> <p>建物の固定資産台帳上の取得価額は5,757 百万円だが、この中には電気設備工事や空調設備工事等の建物附属設備1,790 百万円、機械装置424 百万円が含まれている。これらは建物と区分して計上すべきである。(要約)</p>			
講じた措置の内容	<p>福島テルサは、平成 15 年 12 月 1 日付けで雇用・能力開発機構と売買契約を締結し、施設の譲渡を受けたものであります。譲渡後、固定資産台帳への登録を行う際、建物建築物以外の建物附属設備や機械装置まで誤って登録したものと推察されます。</p> <p>今回の指摘をふまえ、固定資産台帳への再登録を行い、それぞれの費用について区分して計上しました。</p>			

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に(要約)と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。

様式 1

包括外部監査の結果に係る措置通知書

監査実施年度	令和元年度	対象部局等	商工観光部	産業雇用政策課
報告書ページ	34 ページ 6 (3)		区 分	○ 指摘 意見
指摘等の内容	<p>物件費（工事請負費）の固定資産計上</p> <p>平成 29 年度に支出された物件費（工事請負費）には、「空調監視用無停電電源装置交換工事」733,320 円の支出が含まれている。これは空調監視用無停電電源装置の交換工事であり、旧装置を廃棄して新装置を設置したものである。</p> <p>「整備マニュアル」の更新編によれば、固定資産の修理、改良等の費用のうち当該固定資産の価値を高め、また、その耐久性を増すことになる部分の支出は、資本的支出として固定資産に計上することとされている。現在、この装置は固定資産台帳に計上されていないが、このように旧装置を廃棄して新装置を設置する場合は、資産の取得として固定資産台帳に計上すべきである。</p>			
講じた措置の内容	<p>平成 29 年度に支出された「空調監視用無停電電源交換装置」の固定資産台帳への登録不備については所管課における手続時の認識不足であったと推察されます。</p> <p>今回の指摘をふまえ、固定資産台帳に計上しました。</p>			

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に（要約）と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。

様式 1

包括外部監査の結果に係る措置通知書

監査実施年度	令和元年度	対象部局等	商工観光部		産業雇用政策課
報告書ページ	34ページ 6(4)		区 分		指摘
				○	意見
指摘等の内容	<p>利用情報の収入及び利用者数の記載方法</p> <p>フィットネスとレストラン利用者を含めた人数を利用者数として集計しているが、これらは当施設の本来の目的である市民の集会・催物のための利用ではなく、また、市が運営する施設ではないため、今後の施設の在り方の検討に当たっては、除外することが望ましい。(要約)</p>				
講じた措置の内容	<p>今回の意見をふまえ、令和元年度実績報告書から市民の集会・催物のために利用された人数のみを計上することとし、フィットネスとレストランの利用者数を除外しました。</p>				

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に(要約)と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。

様式 1

包括外部監査の結果に係る措置通知書

監査実施年度	令和元年度	対象部局等	商工観光部		観光コンベンション推進室
報告書ページ	36ページ 7(1)		区 分	○	指摘
					意見
指摘等の内容	<p>建設工事の契約書、設計書</p> <p>パルセいいざかの平成 2~3 年度の当初建設工事に係る契約書、設計書が現在確認できていない。建設当初の工事請負契約書・設計書は永年保存することとされており、保管場所を確認して確実に保管する必要がある。</p>				
講じた措置の内容	<p>建設工事当初の契約書及び設計書については、永年保存すべき重要図書と認識しており、廃棄された可能性は低いものとするが、歴代の担当者に聞きあたるほか庁舎内外の文書保存箇所を隈なく探索し、契約書及び設計書の一部が現時点で確認に至っていないものの、建設費は決算書及び成果報告書により確認ができるとともに、竣工図については所在が確認できているため、現時点での施設管理においては支障をきたしていない状況であると捉えております。</p> <p>当該書類について確実な保管の必要性についてはご指摘のとおりであり、今後他の施設について同様のことが起こらないよう、取り扱いに十分注意してまいります。</p>				

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に（要約）と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。

様式 1

包括外部監査の結果に係る措置通知書

監査実施年度	令和元年度	対象部局等	商工観光部	観光コンベンション推進室
報告書ページ	36 ページ 7 (2)		区 分	○ 指摘 意見
指摘等の内容	<p>建物附属設備及び設備の固定資産台帳への区分計上</p> <p>建物の取得価額は3,510 百万円として計上されているが、工事明細には建築本体工事とは別に、電気設備、給排水衛生、舞台音響・照明等の工事費が区分記載されているため、固定資産台帳上も区分して計上すべきである。(要約)</p>			
講じた措置の内容	<p>固定資産の管理について、適正な管理方法に対する知識が不足していたため、一括計上による登録をしたものと思われます。</p> <p>このことから、財産マネジメント推進課の指示に従い、令和2年7月に建物本体工事や建物附属設備工事など各工事に区分し固定資産台帳への登録を行いました。それに伴い、取得価額や耐用年数及び減価償却率においても区分ごとに適正な数値の登録を行いました。</p> <p>今後は、資産管理において財産マネジメント推進課と連携しながら適正な管理に努めてまいります。</p>			

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に(要約)と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。

包括外部監査の結果に係る措置通知書

監査実施年度	令和元年度	対象部局等	商工観光部	観光コンベンション推進室
報告書ページ	38ページ 7(4)		区分	○ 指摘 意見
指摘等の内容	<p>新規取得設備の固定資産台帳への登録</p> <p>平成 29 年度に修繕費（工事請負費）として支出された第 2 駐車場外灯改修工事（福島市支出：1,188 千円）は、老朽化した外灯を撤去し、新しい外灯に取り替えた工事である。新しい外灯は LED であり、旧外灯に比べて性能が向上している。したがって当該工事費は固定資産の取得として処理すべきものだが、固定資産台帳に計上されていない。</p> <p>「整備マニュアル」の更新編によれば、固定資産の修理、改良等の費用のうち当該固定資産の価値を高め、また、その耐久性を増すことになる部分の支出は、資本的支出として固定資産に計上することとされている。設備の入替更新であれば資本的支出であることは明らかであり、新規取得分を新たに固定資産台帳に登録すべきである。</p>			
講じた措置の内容	<p>固定資産台帳の登録について、適正な管理方法に対する知識が不足していたため、固定資産台帳への計上が漏れたものと思われます。</p> <p>このことから、財産マネジメント推進課の指示に従い、「固定資産台帳整備マニュアル（更新編）」に基づき固定資産台帳への登録を行いました。</p> <p>今後は、資産管理において財産マネジメント推進課と連携しながら適正な管理に努めてまいります。</p>			

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に（要約）と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。

様式 1

包括外部監査の結果に係る措置通知書

監査実施年度	令和元年度	対象部局等	市民・文化スポーツ部	スポーツ振興課
報告書ページ	39ページ 8(1)		区分	○ 指摘 意見
指摘等の内容	<p>建物附属設備等の固定資産台帳への区分計上</p> <p>建物の取得価額は4,588百万円として固定資産に一括計上されているが、建築時の請負契約書等によると電気設備、給排水衛生、空調、備品等の工事が区分記載されており、固定資産台帳上も区分して計上すべきである。(要約)</p>			
講じた措置の内容	<p>固定資産台帳の登録時、台帳の区分計上の認識が不十分であったため、一括計上による登録をしたものと思われます。</p> <p>このことから従来の一括計上を改め、工事種別毎に、施設を構成する建物・設備等の区分計上への変更登録を行いました。</p>			

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に(要約)と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。

様式 1

包括外部監査の結果に係る措置通知書

監査実施年度	令和元年度	対象部局等	市民・文化スポーツ部	スポーツ振興課
報告書ページ	39ページ 8(2)		区分	○ 指摘 意見
指摘等の内容	<p>備品の除却処理</p> <p>備品台帳よりサンプルを抽出して現品との突合を実施したところ、除却漏れが2件（車両、バスケット台）、備品シールの貼り付け誤りが1件あった。除却や新規取得時の現品管理には十分留意することが必要である。（要約）</p>			
講じた措置の内容	<p>備品台帳の除却漏れ及び備品シールの貼り付け誤りについては、管理体制が所管課と実際に施設を管理する公社と2つに分かれている為、意思の疎通が上手く図れていなかったことが原因と考えられます。</p> <p>車両1台及びバスケット台については備品台帳から除却し、備品シールの貼り付け誤りは、改めてシールを作成し貼り付けを公社に依頼し、実施済みであります。</p> <p>今後、備品を処分する際には必ず所管課に確認してもらい、市は備品台帳除却後には福島市スポーツ振興公社にその旨を伝え、相互に情報を共有するなど共同で管理していくようにいたします。</p>			

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に（要約）と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。

様式 1

包括外部監査の結果に係る措置通知書

監査実施年度	令和元年度	対象部局等	市民・文化スポーツ部	スポーツ振興課
報告書ページ	41 ページ 9 (1)		区 分	○ 指摘 意見
指摘等の内容	<p>備品台帳及び固定資産台帳の登録誤り</p> <p>備品台帳及び固定資産台帳に計上されている備品（テーブル類 546,000 円×20 個）は、現物を確認したところ、会議用テーブル 7,800 円／個×20 脚の入力誤りと推測され、台帳を正しく修正すべきである。</p>			
講じた措置の内容	<p>原因は備品登録の際に誤った金額で登録したものと推測されます。対応といたしまして、備品台帳の金額を訂正いたしました。今後は備品登録の際に品名・金額等をダブルチェックにより確認し、誤りのないよう注意して業務を遂行するようにいたします。</p> <p>なお、固定資産台帳には今般の机の登録はなかったため、備品台帳のみ対応いたしました。</p>			

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に（要約）と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。

様式 1

包括外部監査の結果に係る措置通知書

監査実施年度	令和元年度	対象部局等	環境部	ごみ減量推進課
報告書ページ	45 ページ 11 (1)	区分	○	指摘
				意見
指摘等の内容	<p>物件費（修繕費）の資産計上</p> <p>平成 30 年 3 月に老朽化した還水槽の設備を交換しており、8,100,000 円を支出しているが、当該設備が固定資産台帳に計上されていない。これは施設の給排水衛生設備に該当するものであり、新規の設備交換の場合は「整備マニュアル」に従って固定資産台帳に計上すべきものである。</p>			
講じた措置の内容	<p>修繕費用として費用計上していたため、新規の設備を設置するという認識が欠けておりました。指摘を受けて、固定資産台帳に計上しました。</p> <p>令和元年度に策定しました市公共施設等総合管理計画の個別計画では、長寿命化を進める施設と評価しており、今後も設備の更新が必要になることから、今後はマニュアルを十分理解し設備交換の際は、固定資産台帳に随時計上してまいります。</p>			

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に（要約）と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。

包括外部監査の結果に係る措置通知書

監査実施年度	令和元年度	対象部局等	環境部		ごみ減量推進課																														
報告書ページ	45ページ 11(2)		区分	○	指摘																														
					意見																														
指摘等の内容	<p>プールの取得価額の2重計上の可能性</p> <p>固定資産台帳には以下のように計上されているが、プールの取得価額が二重計上されている可能性が高い。改めて建設時の工事請負契約書及び変更契約書等を確認し、正しい金額を計上すべきである。</p> <p>また、今回の監査において建設時のプールの取得価額がわかる契約書、設計書等の提示を依頼したが、それらの書類の保管場所がわからないとのことで確認できなかった。パルセいいざかにおいても指摘したが、建設当初の工事請負契約書・設計書は永年保存することとされており、保管場所を確認して確実に保管する必要がある。</p> <p>特に当施設のプールは屋内の温水プールのため維持管理コストも多額になると想定されるため、今後の維持管理上、非常に重要な資料である工事請負契約書・設計書の保管場所の調査を徹底し、固定資産台帳に正しい金額を反映させるべきである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>取得年月</th> <th>資産負債区分2</th> <th>取得価額(円)</th> <th>耐用年数</th> <th>用途</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>00000245</td> <td>19910129</td> <td>事業用資産/建物</td> <td>1,042,053,060</td> <td>50</td> <td>事務所</td> </tr> <tr> <td>00000246</td> <td>19900116</td> <td>事業用資産/建物</td> <td>38,470,500</td> <td>34</td> <td>体育館</td> </tr> <tr> <td>00000247</td> <td>19910325</td> <td>事業用資産/建物</td> <td>6,149,000</td> <td>38</td> <td>便所</td> </tr> <tr> <td>00000078</td> <td>19910412</td> <td>事業用資産/工作物</td> <td>1,281,598,000</td> <td>30</td> <td>水泳プール</td> </tr> </tbody> </table>					番号	取得年月	資産負債区分2	取得価額(円)	耐用年数	用途	00000245	19910129	事業用資産/建物	1,042,053,060	50	事務所	00000246	19900116	事業用資産/建物	38,470,500	34	体育館	00000247	19910325	事業用資産/建物	6,149,000	38	便所	00000078	19910412	事業用資産/工作物	1,281,598,000	30	水泳プール
番号	取得年月	資産負債区分2	取得価額(円)	耐用年数	用途																														
00000245	19910129	事業用資産/建物	1,042,053,060	50	事務所																														
00000246	19900116	事業用資産/建物	38,470,500	34	体育館																														
00000247	19910325	事業用資産/建物	6,149,000	38	便所																														
00000078	19910412	事業用資産/工作物	1,281,598,000	30	水泳プール																														
講じた措置の内容	<p>ごみ減量推進課(清掃管理課)は過去に、出先機関に執務室を置いていた時期があり、一部工事伝票の保管場所が不明となっております。再度調査しましたが、発見には至りませんでした。</p> <p>ご指摘を受け、固定資産台帳は、2重で計上されていたと思われる事務所・プールを削除し、建設時の成果報告書を基に建物、建物附属設備を可能な限り区分計上し、台帳を修正しました。</p> <p>今後、このようなことがないように保管場所について課内で共有し引継ぎ等徹底してまいります。</p>																																		

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に(要約)と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。

様式 1

包括外部監査の結果に係る措置通知書

監査実施年度	令和元年度	対象部局等	環境部	ごみ減量推進課
報告書ページ	46 ページ 11 (3)		区 分	○ 指摘 意見
指摘等の内容	<p>備品の除却処理</p> <p>平成3年1月に取得した屋内プール用時計(370,800円)は現在使用されておらず、屋内プールには別の時計が設置されており、今後の使用見込も乏しいことから、除却処理すべきである。</p>			
講じた措置の内容	<p>現在は、指定管理施設ではありますが、時計が破損し別の時計を設置した時期は確認できませんでした。指摘を受け、除却処理を行いました。</p> <p>今後は、所管課として備品の確認及び破損等があれば随時確認を行い遺漏なく除却処理を行ってまいります。</p>			

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に(要約)と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。

包括外部監査の結果に係る措置通知書

監査実施年度	令和元年度	対象部局等	都市政策部		公園緑地課
報告書ページ	47ページ 12(1)		区分	○	指摘
					意見
指摘等の内容	<p>都市公園台帳と固定資産台帳の整合性</p> <p>都市公園台帳では「パーゴラ」として5件、「四阿」として1件登録されているが、固定資産台帳では「あづま屋1~4」として4件、「シェルター1、2」として2件登録されている。同一資産について異なる名称で登録されているため、台帳間での対応関係が不明瞭となっている。いずれの台帳も固定資産の管理目的で作成されている台帳であり、現物との対応関係が明確になるように整理すべきである。</p> <p>また、固定資産台帳に登録されている「あづま屋」及び「シェルター」は、台帳上の取得年月が平成24年12月13日と登録されているが、実際の取得時期は平成24年以前であり、取得年月日が誤って登録されているため、正しい取得年度に修正すべきである。さらに、同一の施設であれば名称についても四阿に統一することが望ましい。</p>				
講じた措置の内容	<p>再確認し、都市公園台帳に合わせて、固定資産台帳をパーゴラ5件及び四阿1件と修正いたしました。</p> <p>また、取得年月日も調査し、正しい取得年月日（平成4年11月10日）に修正いたしました。</p> <p>今後は、登録時にチェック体制を強化し、再発防止に努めます。</p>				

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に（要約）と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。

包括外部監査の結果に係る措置通知書

監査実施年度	令和元年度	対象部局等	都市政策部	公園緑地課																		
報告書ページ	47ページ 12(2)	区分	○	指摘 意見																		
指摘等の内容	<p>大型遊具「びよんびよんドーム」の固定資産台帳への登録内容</p> <p>十六沼公園内で最大の遊具である「びよんびよんドーム」は、東日本大震災後の平成24年度に設置したものだが、固定資産台帳での科目区分が「建物」で耐用年数31年とされている。しかし、これは建物ではなく「工作物（構築物）」とすべきものであり、耐用年数は税法に定める構築物の「娯楽又はスポーツ器具及び興行又は演劇用具緑化施設及び庭園」の「その他のもの（主として金属製のもの）」の10年が適当と考える。</p> <p>また、固定資産台帳には取得価額が75,867,600円として計上されているが、この金額は施設の面積（1,264.46㎡）に四阿の取得価額として適用している再調達価額（建物共済保険価額）60,000円/㎡の単価を乗じて算定した金額である。しかし、この施設の工事費は以下の金額であることが契約書等により明確であり、当該取得価額を以て資産計上すべきである。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">工事内容</th> <th style="text-align: center;">工期</th> <th style="text-align: right;">金額(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>十六沼公園空気膜遊具設計業務</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: right;">1,923,600</td> </tr> <tr> <td>十六沼公園空気膜構造遊具本体設置工事</td> <td style="text-align: center;">H24/11/16～25/3/28</td> <td style="text-align: right;">147,788,550</td> </tr> <tr> <td>十六沼公園空気膜構造遊具屋根設置工事</td> <td style="text-align: center;">H24/12/3～25/3/15</td> <td style="text-align: right;">119,495,250</td> </tr> <tr> <td>十六沼公園空気膜構造遊具電気設備工事</td> <td style="text-align: center;">H24/10/30～25/3/26</td> <td style="text-align: right;">9,294,600</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: right;">計 278,502,000</td> </tr> </tbody> </table>				工事内容	工期	金額(円)	十六沼公園空気膜遊具設計業務	-	1,923,600	十六沼公園空気膜構造遊具本体設置工事	H24/11/16～25/3/28	147,788,550	十六沼公園空気膜構造遊具屋根設置工事	H24/12/3～25/3/15	119,495,250	十六沼公園空気膜構造遊具電気設備工事	H24/10/30～25/3/26	9,294,600			計 278,502,000
工事内容	工期	金額(円)																				
十六沼公園空気膜遊具設計業務	-	1,923,600																				
十六沼公園空気膜構造遊具本体設置工事	H24/11/16～25/3/28	147,788,550																				
十六沼公園空気膜構造遊具屋根設置工事	H24/12/3～25/3/15	119,495,250																				
十六沼公園空気膜構造遊具電気設備工事	H24/10/30～25/3/26	9,294,600																				
		計 278,502,000																				
講じた措置の内容	<p>固定資産台帳の科目区分「建物」で耐用年数31年としていたところを指摘のとおり「工作物（構築物）」耐用年数10年と修正いたしました。</p> <p>なお、取得価額も指摘のとおり資産計上いたしました。</p> <p>今後は、登録時にチェック体制を強化し、再発防止に努めます。</p>																					

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に（要約）と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。

包括外部監査の結果に係る措置通知書

監査実施年度	令和元年度	対象部局等	都市政策部	公園緑地課												
報告書ページ	47ページ 12(3)	区分	○	指摘 意見												
指摘等の内容	<p>ソフトシェルターの固定資産台帳への計上</p> <p>現地往査したところ、(1)に記載した四阿とは別に、ぴよんぴよんドームに近い位置に簡易な屋根に椅子がついた施設があった。ぴよんぴよんドームに関連する工事契約書等の帳票を確認したところ、この設備はソフトシェルターという名称であり、ぴよんぴよんドームの周囲に全部で7基が設置されていた。</p> <p>工事内容は以下の表の通りであり、この施設は都市公園台帳及び固定資産台帳のいずれにも記載がないが、その内容・金額からすると四阿と同様に工作物（構築物）としていずれの台帳にも記載すべきである。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">工事内容</th> <th style="text-align: center;">工期</th> <th style="text-align: right;">金額(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>十六沼公園休憩施設設計業務</td> <td>H25/7/16～25/7/22</td> <td style="text-align: right;">780,150</td> </tr> <tr> <td>十六沼公園休憩施設設置工事</td> <td>H25/8/20～25/12/20</td> <td style="text-align: right;">33,285,000</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: right;">計 34,065,150</td> </tr> </tbody> </table>				工事内容	工期	金額(円)	十六沼公園休憩施設設計業務	H25/7/16～25/7/22	780,150	十六沼公園休憩施設設置工事	H25/8/20～25/12/20	33,285,000			計 34,065,150
工事内容	工期	金額(円)														
十六沼公園休憩施設設計業務	H25/7/16～25/7/22	780,150														
十六沼公園休憩施設設置工事	H25/8/20～25/12/20	33,285,000														
		計 34,065,150														
講じた措置の内容	<p>完成時に都市公園台帳及び固定資産台帳への登録が漏れておりました。</p> <p>今般、都市公園台帳及び固定資産台帳のいずれにも施設を「シェルター」とし、金額とともに科目区分「工作物（構築物）」として記載いたしました。</p> <p>今後は、登録時にチェック体制を強化し、再発防止に努めます。</p>															

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に（要約）と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。

様式 1

包括外部監査の結果に係る措置通知書

監査実施年度	令和元年度	対象部局等	都市政策部		公園緑地課
報告書ページ	48ページ 12(4)		区分	○	指摘
					意見
指摘等の内容	<p>四阿の固定資産台帳での科目区分</p> <p>(1) で記載した「あづま屋」4件及び「シェルター」2件は、いずれも固定資産台帳での科目区分が「建物」とされているが、四阿には壁や窓がないことから、建物には該当しないと考えられ、本来は「工作物（構築物）」とすべきである。また、耐用年数は31年または15年として登録されているが、「整備マニュアル」には耐用年数が明記されていないため、税法に定める構築物の「緑化施設及び庭園」の「その他の緑化施設及び庭園」の20年を適用することが考えられる。</p> <p>なお、この科目区分と適用する耐用年数は、固定資産台帳に計上されている他の公園の四阿のすべてについても同様である。</p>				
講じた措置の内容	<p>まず、固定資産台帳に計上されている公園の「あづま屋」は、「四阿」として名称を統一いたしました。</p> <p>指摘のありました「四阿」「シェルター」の科目区分につきましては、科目区分を「工作物（構築物）」とし、耐用年数も20年に修正いたしました。</p> <p>今後は、登録時にチェック体制を強化し、再発防止に努めます。</p>				

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に（要約）と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。

様式 1

包括外部監査の結果に係る措置通知書

監査実施年度	令和元年度	対象部局等	環境部		ごみ減量推進課
報告書ページ	49ページ 1(1)		区分		指摘
				○	意見
指摘等の内容	<p>固定資産の取得価額</p> <p>当施設は正確な取得価額の算定が困難なため、建物の再調達価額により549百万円としているが、し尿処理大型タンク等の設備も含まれており、これらの処理設備等に係る情報も必要である。今後長寿命化を図る際は新規取得設備を固定資産に計上し、現有施設の維持更新に必要な情報を整理することが望ましい。(要約)</p>				
講じた措置の内容	<p>し尿処理における設備の維持更新の計画策定に必要な情報が不十分な状態であるものについては、建設当初より設備についての情報を整理していなかったため、設備に係る精緻な情報が把握できていないものです。</p> <p>現在は設備の更新があったものに関して、適宜固定資産に計上しています。引き続き施設の維持更新に必要な情報を整理し、今後の設備更新に備えてまいります。</p>				

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に(要約)と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。

様式 3

包括外部監査の結果に係る検討報告書
(現行の事務処理が適当であると判断したもの)

監査実施年度	令和元年度	対象部局等	農政部	市場管理課
報告書ページ	54ページ 4(1)		区分	意見
意見の内容	<p>市場機能の縮小に応じた施設規模の縮小に関する検討</p> <p>公設地方卸売市場の取扱量は継続して減少傾向であり、昭和50年代のピーク時に比して青果は△67%（昭和58年：153,045t→平成30年：49,331t）水産物は△82%（昭和52年：37,670t→平成30年：6,701t）と半分以下に大幅に減少している。また、平成15年4月から取り扱いを開始した花卉も、翌年のピーク時から△49%（平成16年：38,456千本・千鉢・千個→平成30年：19,380千本・千鉢・千個）と取扱量が半減している。</p> <p>高齢化と少子化に伴い、取扱量の減少傾向は今後も続くことは確実であり、施設の老朽化に対して長寿命化を実施するのではなく、取扱高の減少に応じて施設規模の縮小を進めることが喫緊の課題である。また、当施設の敷地面積は112,000㎡と非常に広大であり、福島駅から6km程度に位置し、交通の便も良い。このため、施設の縮小によって発生する余剰地は、別用途への転用や民間への売却を含めて、有効に利活用することを積極的に検討することが望ましい。</p>			
検討内容	<p>公設地方卸売市場は建設後45年以上が経過しているため、市場内事業者と連携しながら再整備の検討を行っております。</p> <p>令和元年度に策定した市公共施設等総合管理計画の個別計画においては、施設の大規模改修や更新を行う場合には適正な規模の検討を行うこと、市が保有する市場内公有地の有効利用を図ること、さらには場内施設の運用方法や整備においても、民間資金や活力を活かすための手法を検討することについても併せて取り組むこととしております。</p> <p>今後も市場内事業者と連携しつつ、様々な手法での再整備の検討を積極的に行ってまいります。</p>			

- (1) 意見の内容欄は、監査の結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に（要約）と記載すること。
- (2) 検討内容の欄は、改善策について検討したものの、現行の事務処理が適当であると判断した理由、見解等を記載すること。

包括外部監査の結果に係る措置通知書

監査実施年度	令和元年度	対象部局等	財務部		財産マネジメント 推進課
報告書ページ	55 ページ 5 (1)		区 分		指摘
				○	意見
指摘等の内容	<p>旧矢剣町市営住宅</p> <p>旧矢剣町市営住宅は大正4年に市営住宅が建設され供用されたが、昭和36年に市営住宅を廃止し、当時の入居者に建物を売り払ったものである。以後、住宅の敷地は市の普通財産として居住者に賃貸している。旧矢剣町市営住宅に係る市有地は 3,920.93 m²であり、福島駅から 800M 弱の距離にあることから、敷地全体を区画整理することにより、住宅用地としての売却や他の施設の建設による有効利用の可能性を有する土地である。</p> <p>同敷地内には福島市所有の空家 13 戸（所有者の死亡に伴い寄贈を受けたもの）及び市民所有の家屋 25 戸が存在（市に地代を支払い居住している）するが、全ての建物について老朽化が見られる。とりわけ空家については、安全性及び周辺住民の住環境の改善のため、早急に解体撤去することが望ましい。</p> <p>また、長屋形式の老朽住宅である点も考慮すると、今後も居住者が不在となり市に寄贈されることが想定されるため、まとまった区画の建物を解体し更地とすることで敷地の利用転換及び売却を進めていくことが望ましい。</p>				
講じた措置の内容	<p>はじめに、空家の早急な解体撤去についてのご意見については、本市としても老朽化がみられる空家については、極力、早急に解体撤去すべきと考えており、令和元年度においても1戸の住宅を解体しております。ただ、旧矢剣町市営住宅は基本的に4戸で1棟の長屋建ての建物のため、入居中の住宅と隣り合った空家については、解体撤去後に残された建物の安全性等を考慮すると解体が難しい場合もあることから、居住者並びに周辺住民の安全性に十分配慮しながら解体撤去を進めてまいります。</p> <p>次に、敷地の利用転換及び売却促進については、ご意見を踏まえ、敷地全体の利用転換及び売却を見据え、順次、更地化を進めてまいります。</p>				

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に（要約）と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。

様式 3

包括外部監査の結果に係る検討報告書
(現行の事務処理が適当であると判断したもの)

監査実施年度	令和元年度	対象部局等	財務部	管財課
報告書ページ	58ページ 6 (2)		区分	意見
意見の内容	<p>東浜町倉庫</p> <p>この倉庫は、以前は福島市シルバー人材センターで使用していた建物を倉庫として利用しているものである。倉庫に保管されている物品は、普段は使用しない市の備品である。現地往査をした結果、収蔵量は多くはなく、平屋の1階の一部には木造の床が腐って陥没している箇所があった。</p> <p>倉庫の維持コストは警備料及び電気料であり、平成29年度は年間20万円程度が支出されている。敷地面積が80坪程度あり、周辺は住宅地であることから、住宅地としての転売も十分検討可能と考えられる土地である。これに対して、現状の利用状況と経費負担、また近く床等の修繕も必要であることを勘案すると、経済合理性の観点から、建物を解体して土地の売却を検討することが望ましい。</p>			
検討内容	<p>東浜倉庫については、老朽化が進み、多くの収蔵を行うことが難しくなってきておりますが、現時点では他の同様施設に集約することが難しい状況にあります。</p> <p>また、令和元年度に策定した市公共施設等総合管理計画の個別計画では、今後の対策として集約化を行うように評価をしております。</p> <p>そのため、今後の公共施設の再編の状況を確認しながら物品管理を集約し建物の解体後、将来的には、跡地の売却を含め適切な財産運用を行ってまいります。</p>			

- (1) 意見の内容欄は、監査の結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に(要約)と記載すること。
- (2) 検討内容の欄は、改善策について検討したものの、現行の事務処理が適当であると判断した理由、見解等を記載すること。

包括外部監査の結果に係る検討報告書
(現行の事務処理が適当であると判断したもの)

監査実施年度	令和元年度	対象部局等	財務部	管財課
報告書ページ	59ページ 6 (3)		区 分	意見
意見の内容	<p>旧福島市保健福祉センター飯野分館</p> <p>当施設は昭和 63 年 12 月に飯野町役場及び保健福祉センターとして合築により開設されたが、飯野町と福島市の合併後は福島市役所飯野支所及び福島市保健福祉センター飯野分館となった。東日本大震災後は保健福祉センター飯野分館の部分に飯館村役場の出張所が設置されていたが、平成 30 年 3 月を以て出張所が廃止され、現在は利活用を検討中の施設である。</p> <p>現地往査の結果、建物内外共に十分に利用が可能な状態に維持管理されており、調理実習室や広い和室も設置されていることから、近隣に存在する飯野学習センターの機能を代替することが可能であると考えられる。飯野学習センターの老朽化も進んでいるため旧保健福祉センター飯野分館に機能を移転し、飯野支所との複合施設として整備することが経済性や効率性の観点から望ましい。</p> <p>また、近隣には後述する飯野地域福祉センターもあり、公共施設等総合管理計画の具体的な個別計画策定に当たっては、これを含めた 3 施設について、複合施設としての整備を進めることも考えられる。</p>			
検討内容	<p>旧福島市保健福祉センター飯野分館は、飯野町との合併直後から地元住民より利活用の要望がされております。また、令和元年度に策定した市公共施設等総合管理計画の個別計画では、飯野学習センターとの複合化を行うように評価をしており、現在、利活用を図るため、地元住民の方々と協議を進めております。</p> <p>今後も、地元からの意見をいただきながら施設を有効的に利活用を図ってまいります。</p>			

- (1) 意見の内容欄は、監査の結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に(要約)と記載すること。
- (2) 検討内容の欄は、改善策について検討したものの、現行の事務処理が適当であると判断した理由、見解等を記載すること。

様式 3

包括外部監査の結果に係る検討報告書
(現行の事務処理が適当であると判断したもの)

監査実施年度	令和元年度	対象部局等	健康福祉部	長寿福祉課
報告書ページ	61 ページ 8 (1)		区 分	意見
意見の内容	<p>他の施設との統廃合の検討</p> <p>当施設は、飯野地域福祉センターのほかに、飯野デイサービスセンターの機能も有している。当施設は敷地面積が 7,363.82 m²と広大であり、建物も平屋建てで延床面積が 1,323.24 m²ある。ただし平成 8 年 3 月の建築後 23 年が経過しており、近年は設備の維持コストが増加している。また、震災後は隣接する飯館村の仮設住宅からの利用により地域福祉センターの利用者数が増加していたが、仮設住宅の閉鎖により利用者が減少しているとのことである。</p> <p>以上の状況から、公共施設等総合管理計画の個別計画策定に当たり、当施設は、前述の旧福島市保健福祉センター飯野分館及び飯野学習センターとの機能の統廃合を検討することが望ましい。また、当施設のデイサービスセンター機能については、民間との競合や運営コストの点を考慮の上、市の施設としての維持の可否を検討することも必要と考える。</p>			
検討内容	<p>飯野地域福祉センターは、意見の内容に記載のとおり飯野デイサービスセンターと合築の施設です。飯野デイサービスセンターの利用状況からも、公共施設等総合管理計画の個別計画において、建物としては長寿命化という方針が決定しています。</p> <p>今後、飯野地域福祉センターおよび飯野デイサービスセンターの利用者数の推移や、民間との競合や運営コストの点などから、旧福島市保健福祉センター飯野分館や飯野学習センターとの機能の統廃合を含め、それぞれの在り方を検討してまいります。</p>			

- (1) 意見の内容欄は、監査の結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に(要約)と記載すること。
- (2) 検討内容の欄は、改善策について検討したものの、現行の事務処理が適当であると判断した理由、見解等を記載すること。

様式 3

包括外部監査の結果に係る検討報告書
(現行の事務処理が適当であると判断したもの)

監査実施年度	令和元年度	対象部局等	市民・文化スポーツ部	文化振興課
報告書ページ	62ページ 9(1)		区分	意見
意見の内容	<p>利用者数増加策と入園料の徴収</p> <p>当施設は現在、入園無料である。施設の利用者数は大きく減少している一方、展示している建物の修繕費等の維持費の発生が見込まれる。当施設が保有する建物の維持にはコストがかかるため、費用負担を緩和するために、入園料の徴収を再検討することが望ましい。また、入園料を徴収するに当たっては、利用者数の増加策も検討されたい。(要約)</p>			
検討内容	<p>現在、旧広瀬座については、保存活用計画に基づき施設の耐震補強及び再整備を進めているところであり、入園料の徴収については、再整備が終了し本格供用が開始した後、適正な使用料の設定や利用者の増加策も含め、関係各方面と調整を図りながら検討してまいります。</p> <p>※下記の利用者増加策については実施済みまたは実施中。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 進入路付近への掲示板の設置 (民家園の入口がわかりにくいため) ・ あづま運動公園とのイベントの共催 			

- (1) 意見の内容欄は、監査の結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に(要約)と記載すること。
- (2) 検討内容の欄は、改善策について検討したものの、現行の事務処理が適当であると判断した理由、見解等を記載すること。

様式 3

包括外部監査の結果に係る検討報告書
(現行の事務処理が適当であると判断したもの)

監査実施年度	令和元年度	対象部局等	こども未来部	幼稚園・保育課
報告書ページ	86ページ 4(1)		区分	意見
意見の内容	<p>借地での施設運営</p> <p>公立保育所・幼稚園・認定こども園において、借地部分を有するのは、渡利保育所、笹谷保育所、余目保育所、平野保育所の4つの保育所である(市立幼稚園10園及び市立認定こども園3園は全て市有地で施設運営されている)。これらの土地の所有者は全て個人であり、保育所が設置された昭和40年代から変更はない。借地で運営することとした経緯は、当時は同時期に多くの保育所建設が行われており、財政上の制約もあり、借地による運営が選択されたものと推測される。</p> <p>5つの契約ともに期間は1年毎の更新とされており、賃料計算方法は市の基準に則り固定資産税評価額を基に計算している。福島市としては、各保育所の所長が土地所有者と定期的にコミュニケーションをとり良好な関係を築いており、過去において施設運営に支障がなかったことから、契約の安定性について現時点において懸念はないと判断しており、今後も借地による運営を維持していく予定とのことである。</p> <p>保育所の設置以来、長期にわたり借地による施設運営による支障がなかったこと、現在も契約の安定性を阻害する要因が見受けられないことから、直ちに契約の安定性が危惧されるところではないと判断できる。しかしながら、近年、少子化の中で保育所等の子育て支援に係る施設の重要性が高まっている状況から、公共施設の安定的な運営のため、市としても今後、借地契約の安定性については常に注視していくことが望ましい。</p>			
検討内容	<p>公共施設の安定的な運営のため、借地契約については注視しつつ、施設の再編に合わせ、方法の見直しも含め今後検討します。</p>			

- (1) 意見の内容欄は、監査の結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に(要約)と記載すること。
- (2) 検討内容の欄は、改善策について検討したものの、現行の事務処理が適当であると判断した理由、見解等を記載すること。

様式 3

包括外部監査の結果に係る検討報告書
(現行の事務処理が適当であると判断したもの)

監査実施年度	令和元年度	対象部局等	教育委員会	学校教育課
報告書ページ	90ページ 4(5)①		区分	意見
意見の内容	<p>他市の市立幼稚園設置数との比較</p> <p>県内及び東北の同程度の中核市（郡山市、いわき市、盛岡市、秋田市、山形市）の市立幼稚園設置数との比較により、市立幼稚園の過不足について検討を行ったところ、現状では東北の同規模の中核市等と比較して極端に設置数が多い状況ではない。</p> <p>これは従来、福島市の市立幼稚園は他市と比較して特に設置数が多かったが、平成31年4月の市立幼稚園再編により大幅に減少したためである。ただし、郡山市や秋田市、山形市のように市立幼稚園がない中核市もある。</p> <p>福島市の場合は市立幼稚園の再編直後ではあるが、今後も少子化はさらに進捗することから、私立幼稚園との競合関係も注視し、今後も②で説明する園児数（充足率）の推移や他市との比較などから、適正規模・適正配置となる施設のあり方について引き続き検討していく必要がある。保育所については、公立・私立を合計した設置数で比較しても極端な過不足はなく、定員に対する入所者数も高い水準を維持している。認定こども園については、福島市においては平成31年4月の市立幼稚園再編に伴い市立認定こども園が3園設置されているが、平成30年度の政府統計データによると、福島市を含めた東北の7市（福島市、郡山市、いわき市、盛岡市、秋田市、青森市、八戸市）には公立の認定こども園はなく、全て私立となっている。</p> <p>なお、福島市の保育所の待機児童は大幅に減少したが、今後とも公私のバランスや待機児童の減少策などの観点から、需要に見合った施設の設置や拡充を適時に進めていくことが望ましい。</p>			
検討内容	<p>公私のバランス、保護者のニーズに配慮しながら、需要に見合った施設の設置や拡充の検討を必要に応じ進めていきます。</p>			

- (1) 意見の内容欄は、監査の結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に（要約）と記載すること。
- (2) 検討内容の欄は、改善策について検討したものの、現行の事務処理が適当であると判断した理由、見解等を記載すること。

包括外部監査の結果に係る検討報告書
(現行の事務処理が適当であると判断したもの)

監査実施年度	令和元年度	対象部局等	こども未来部	幼稚園・保育課
報告書ページ	92ページ 4(5)②		区分	意見
意見の内容	<p>私立幼稚園との競合等による園児数の充足率の低迷</p> <p>「福島市立幼稚園再編成計画（平成 29 年 4 月 5 日、福島市教育委員会）」においては、「市立幼稚園において、4 歳児学級の 1 次募集に対する応募者数が 10 名未満の状況が 3 年継続した場合には統廃合の対象とする」とされている。</p> <p>市立幼稚園のうち、再編後の令和元年 9 月 1 日時点において、10 名未満の学級があるのは佐倉幼稚園となっている。また、各幼稚園の定員に対する園児数の充足率をみると、令和元年 9 月 1 日時点で 50%を切る園が 3 つ（岡山、佐倉、庭塚）ある。</p> <p>幼稚園については支給認定で 1 号認定を受けた利用者自身が、公私どちらかを選択でき、さらに小中学校と異なり学区という概念がないことから、各地区における幼児人口の把握・分析による市立幼稚園の利用者数の予測を踏まえた需要量の精査は難しいといえる。また、福島市では幼稚園再編の実施直後であり、現在定員に対する園児数の充足率が高い園についても、今後の需要動向は変動する可能性がある。</p> <p>しかしながら、岡山、佐倉、庭塚の 3 つの幼稚園は、いずれも福島市郊外に位置し、近隣には定員数が比較的大きな私立幼稚園（福島愛隣幼稚園、福島わかさ幼稚園、福島わかば幼稚園、三育幼稚園）が存在する。これらの私立幼稚園の充足率が最低でも 71%、最高は 128%に達していることからすると、市立幼稚園の充足率の低迷は明らかである。園児数の充足率が低い理由は私立幼稚園との地理的な競合関係のみではなく、3 年保育がないことなどの条件の差もあるものと思われるが、そのような点も含めて、公営の幼稚園に対する需要が低いのであれば統廃合の検討対象になるものと考ええる。</p> <p>したがって、今後も少子化の影響を見極め、市立幼稚園の充足率と潜在需要及び私立幼稚園との競合関係を注視しながら、引き続き施設の統廃合を随時検討していくことが望ましい。</p>			
検討内容	<p>公私のバランス、保護者のニーズに配慮しながら、需要に見合った施設の統廃合の検討を必要に応じ進めていきます。</p>			

- (1) 意見の内容欄は、監査の結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に（要約）と記載すること。
- (2) 検討内容の欄は、改善策について検討したものの、現行の事務処理が適当であると判断した理由、見解等を記載すること。

様式 3

包括外部監査の結果に係る検討報告書
(現行の事務処理が適当であると判断したもの)

監査実施年度	令和元年度	対象部局等	こども未来部	幼稚園・保育課
報告書ページ	99ページ 4(7)①		区分	意見
意見の内容	<p>公立保育所の施設別収支の把握</p> <p>定員オーバーでも人件費負担が多い3施設(余目、平野、蓬萊第2)、及び定員に対する充足率が低い3施設(蓬萊、飯野あおぞら、飯野おひさま)は、人員配置や定員の見直しなどの改善を検討することが望ましい。 (要約)</p>			
検討内容	<p>公私のバランス、保護者のニーズに配慮しながら、待機児童解消に向けて、需要に見合った施設定員とそれに見合った人員配置について、必要に応じ検討を進めていきます。</p>			

- (1) 意見の内容欄は、監査の結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に(要約)と記載すること。
- (2) 検討内容の欄は、改善策について検討したものの、現行の事務処理が適当であると判断した理由、見解等を記載すること。

包括外部監査の結果に係る措置通知書

監査実施年度	令和元年度	対象部局等	都市政策部		住宅政策課
報告書ページ	107ページ 4(3)		区 分		指摘
				○	意見
指摘等の内容	<p>けやきの村団地の敷地を含めた売却</p> <p>けやきの村団地は、政策空家として新規入居を制限してきた結果、平成29年度に入居者がゼロとなっており、用途廃止すべき資産である。同市営住宅は社会福祉法人の本部の敷地に隣接した場所にあり、市街化調整区域に属することから、市営住宅としての建替えには適さない。このため、用途廃止後は当該法人に対する売却を検討することが現実的である。</p> <p>なお、隣接して行政財産として利用されていない市有地も存在することから、本件土地とともに売却する方向で交渉を進めることが望ましい。</p>				
講じた措置の内容	<p>昭和47年建築の当該団地は、耐用年数も経過し福島市長寿命化計画に基づき政策空家としてきましたが、隣接する社会福祉法人けやきの村との協議が整ったことから、用途廃止及び隣接する市有地とともに当該法人へ売却する方針で進めております。</p>				

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に(要約)と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。

様式 3

包括外部監査の結果に係る検討報告書
(現行の事務処理が適当であると判断したもの)

監査実施年度	令和元年度	対象部局等	都市政策部	住宅政策課
報告書ページ	108ページ 4(4)		区分	意見
意見の内容	<p>敷地狭小な団地の用途廃止促進の必要性</p> <p>市営住宅のうち以下の6団地は、敷地面積が1,000㎡未満と狭小なため、法定建替要件外とされる団地である。福島市では管理戸数の削減を目標としているため、特に空家率(管理戸数に占める空家の割合)の高い信夫(竹ノ内前)団地及び土湯団地は居住者への説明を行い、築年数の浅い他の市営住宅へ転居を促すことにより、用途廃止への取り組みを進めていくことが望ましい。なお、この場合の退去者に対しては他の市営住宅への転居の他、現住所の近隣に所在する民間の賃貸住宅への転居とその家賃の補助等の扶助を行うことも考えられる。</p> <p>[遠原団地、春日町団地、信夫(竹ノ内前)団地、田端団地、土湯団地、北小戸明利団地]</p>			
検討内容	<p>現在の福島市長寿命化計画での団地別判定においては、遠原団地、信夫(竹ノ内前)団地、田端団地、北小戸明利団地は用途廃止、春日町団地は用途廃止を検討としておりますが、今年度見直しを進めている福島市住宅マスタープラン、福島市市営住宅長寿命化計画において、全体的な必要管理戸数や優先的に整備を進めるべき団地の計画策定とともに団地別判定についても見直しを図る予定です。</p> <p>なお、土湯団地については今年度8戸(1棟)のうち2戸の空家を移住による地域活性化を目的に入居基準を緩和することに伴い、若年単身者等も入居できるよう用途変更し、本市への移住を希望する方へも市営住宅を提供しているところです。</p>			

- (1) 意見の内容欄は、監査の結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に(要約)と記載すること。
- (2) 検討内容の欄は、改善策について検討したものの、現行の事務処理が適当であると判断した理由、見解等を記載すること。

様式 3

包括外部監査の結果に係る検討報告書
(現行の事務処理が適当であると判断したもの)

監査実施年度	令和元年度	対象部局等	都市政策部	住宅政策課
報告書ページ	108ページ 4(5)		区分	意見
意見の内容	<p>耐用年数経過済みで空家率の高い団地の用途廃止の必要性</p> <p>以下の団地は耐用年数経過済みである上、空家率が高い状態である。敷地面積の狭い団地は住民の移転を促すことにより、用途廃止への具体的な取り組みを進めることが望ましい。また、敷地面積の広い北萱場団地と荒井団地は、同一団地内での移転を促すことで空家を集約することにより、一部区画や棟単位での用途廃止を進めることが望ましい。</p> <p>月崎団地、清風荘団地、北萱場団地、瀬上団地、荒井団地、入江町改良特賃団地、土湯団地、和台団地、経檀団地、信夫(竹ノ内前)</p>			
検討内容	<p>現在の福島市長寿命化計画での団地別判定においては、清風荘団地、和台団地、経檀団地、信夫(竹ノ内前)は用途廃止、月崎団地、北萱場団地、瀬上団地は用途廃止を検討、荒井団地は現地建替集約としておりますが、今年度見直しを進めている福島市住宅マスタープラン、福島市市営住宅長寿命化計画において、全体的な必要管理戸数や優先的に整備を進めるべき団地の計画策定とともに団地別判定についても見直しを図る予定です。</p> <p>なお、入江町改良特賃団地のうち空家率30%超である入江町改良団地については、令和元年度及び2年度にエレベーター設置工事を実施するなど、利便性向上に努めております。</p> <p>更に、土湯団地については今年度8戸(1棟)のうち2戸の空家を移住による地域活性化を目的に入居基準を緩和することに伴い、若年単身者等も入居できるよう用途変更し、本市への移住を希望する方へも市営住宅を提供しているところです。</p>			

- (1) 意見の内容欄は、監査の結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に(要約)と記載すること。
- (2) 検討内容の欄は、改善策について検討したものの、現行の事務処理が適当であると判断した理由、見解等を記載すること。

様式 3

包括外部監査の結果に係る検討報告書
(現行の事務処理が適当であると判断したもの)

監査実施年度	令和元年度	対象部局等	都市政策部	住宅政策課
報告書ページ	109ページ 4(6)		区分	意見
意見の内容	<p>転出超過傾向の団地を政策空家とすることの必要性</p> <p>月崎団地、入江町改良特賃団地、土湯団地、及び蓬萊団地は過去5年間転出超過で空家率30%超のため、政策空家に指定し、用途廃止を進めることが望ましい。(要約)</p>			
検討内容	<p>現在月崎団地、蓬萊団地(簡易平屋)は政策空家としております。</p> <p>また、蓬萊団地(簡易平屋以外)は政策空家とはしておりませんが、今年度見直しを進めている福島市住宅マスタープラン、福島市市営住宅長寿命化計画において、全体的な必要管理戸数や優先的に整備を進めるべき団地の計画策定とともに団地別判定についても見直しを図る予定です。</p> <p>なお、入江町改良特賃団地のうち空家率30%超である入江町改良団地については、令和元年度及び2年度にエレベーター設置工事を実施するなど、利便性向上に努めております。</p> <p>更に、土湯団地については今年度8戸(1棟)のうち2戸の空家を移住による地域活性化を目的に入居基準を緩和することに伴い、若年単身者等も入居できるよう用途変更し、本市への移住を希望する方へも市営住宅を提供しているところです。</p>			

- (1) 意見の内容欄は、監査の結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に(要約)と記載すること。
- (2) 検討内容の欄は、改善策について検討したものの、現行の事務処理が適当であると判断した理由、見解等を記載すること。

様式 3

包括外部監査の結果に係る検討報告書
(現行の事務処理が適当であると判断したもの)

監査実施年度	令和元年度	対象部局等	都市政策部	住宅政策課
報告書ページ	109ページ 4(7)		区分	意見
意見の内容	<p>耐用年数経過済みの借地上の住宅</p> <p>清風荘団地は耐用年数経過済みであり、敷地の一部が借地である上、空家率の高い建物である。借地上の市営住宅は、耐用年数経過後は建替えか用途廃止を検討する必要がある、老朽化と空室率の点から、用途廃止に向けて既存住民の退去を促進していくことが望ましい。(要約)</p>			
検討内容	<p>借地である現状も含め、今年度見直しを進めている福島市住宅マスタープラン、福島市長寿命化計画において、全体的な必要管理戸数や優先的に整備を進めるべき団地の計画策定とともに団地別判定についても見直しを図る予定です。</p>			

- (1) 意見の内容欄は、監査の結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に(要約)と記載すること。
- (2) 検討内容の欄は、改善策について検討したものの、現行の事務処理が適当であると判断した理由、見解等を記載すること。

様式3

包括外部監査の結果に係る検討報告書
(現行の事務処理が適当であると判断したもの)

監査実施年度	令和元年度	対象部局等	都市政策部	住宅政策課
報告書ページ	110ページ 4(8)		区分	意見
意見の内容	<p>借地上の市営住宅の建替え</p> <p>借地上の住宅は耐用年数経過後に建替えか用途廃止を検討するが、建替の場合は地代負担が継続するため、経済合理性の観点から、慎重に決定することが望ましい。(要約)</p>			
検討内容	<p>借地である現状も含め、今年度見直しを進めている福島市住宅マスタープラン、福島市市営住宅長寿命化計画において、全体的な必要管理戸数や優先的に整備を進めるべき団地の計画策定とともに団地別判定についても見直しを図る予定です。</p>			

- (1) 意見の内容欄は、監査の結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に(要約)と記載すること。
- (2) 検討内容の欄は、改善策について検討したものの、現行の事務処理が適当であると判断した理由、見解等を記載すること。

様式 1

包括外部監査の結果に係る措置通知書

監査実施年度	令和元年度	対象部局等	都市政策部	公園緑地課
報告書ページ	115 ページ	4 (2)	区 分	○ 指摘 意見
指摘等の内容	<p>公園の工作物（遊具）の定期点検業務の委託先選定プロセス</p> <p>平成29年に遊具の定期点検が義務化され、定期点検の外部委託に当たり、仕様書で業務責任者に一定の有資格者を求めている。しかし、指名業者の選定時に仕様書の要件を満たしているかの検討が不十分なまま入札に参加させていた。今後は仕様書に資格保有者の存在が必須要件である旨の記載をすべきである。（要約）</p>			
講じた措置の内容	<p>令和2年度の委託先の指名業者選定にあたっては、仕様書に沿って契約担当課と入念に打合せいたしました。</p> <p>「公園施設製品安全管理士」の資格保有者の存在が必須条件である旨を条件とし、指名競争入札をいたしました。</p> <p>今後は、発注時に仕様書等のチェック体制を強化し、再発防止に努めます。</p>			

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に（要約）と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。

様式 1

包括外部監査の結果に係る措置通知書

監査実施年度	令和元年度	対象部局等	都市政策部		公園緑地課
報告書ページ	117ページ 4(4)		区 分	○	指摘
					意見
指摘等の内容	<p>公園施設長寿命化計画の妥当性</p> <p>市では公園の開設年度に公園の遊具や一般施設を取得したものとみなして長寿命化計画を策定している。しかし、東日本大震災後に公園遊具等を大幅に更新しているため、震災後に取得した遊具等は、取得年月、取得価額等を固定資産台帳に記載し、長寿命化計画に反映させるべきである。 (要約)</p>				
講じた措置の内容	<p>震災後に入れ替えした公園施設については、取得年月、取得価格等確認し、固定資産台帳に区分記載を行い、その結果を公園施設長寿命化計画にも反映させてまいります。</p> <p>今後は、登録時にチェック体制を強化し、再発防止に努めます。</p>				

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に(要約)と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。